

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市安佐北区大林町字人甲6番1

名称 株式会社 山陽レック

代表取締役 長橋 義孝

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 平成30年6月7日

許可の有効年月日 令和7年6月6日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（酸価10以上を補又はトリクロロベンゼン、テトラクロロベンゼン、ジクロロメタン、四氯化炭、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン、1,1-ジオキソランを含むことにより有害なものに限る。）

廃酸（水酸化物当量2.0以下のもの又は、水酸化物化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、亜鉛又はその化合物、シアン化合物、トリクロロベンゼン、テトラクロロベンゼン、ジクロロメタン、四氯化炭、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオホルム、シアン、チオホルム、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,1-ジオキソラン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水酸化物当量12.5以上のもの又は、水酸化物化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、亜鉛又はその化合物、シアン化合物、トリクロロベンゼン、テトラクロロベンゼン、ジクロロメタン、四氯化炭、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオホルム、シアン、チオホルム、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,1-ジオキソラン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

廃水銀等 銻さび（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、亜鉛又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

廃石棉等

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、亜鉛又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、亜鉛又はその化合物、セレン又はその化合物、1,1-ジオキソラン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、亜鉛又はその化合物、シアン化合物、トリクロロベンゼン、テトラクロロベンゼン、ジクロロメタン、四氯化炭、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオホルム、シアン、チオホルム、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,1-ジオキソラン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)平成5年6月7日新規許可
- (2)取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加により平成7年3月31日変更許可
- (3)取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加により平成30年5月28日変更許可、同口更新許可
- (4)代表者の変更により令和7年3月28日書換え交付

5. 積替え許可の有無 有・無
松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無